

○国土交通省告示第千七十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣 太田 昭宏

別表四（二十五）の項中「概ね五百平方メートル以上の空間を有する建築物」を「特定天井」に、「概ね五百平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況」を「特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況」に、「設計図書等により確認するとともに、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。」を「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。」に、「当該空間の天井に耐震対策がないこと。」を「天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。」に改める。

別記4(25)の欄中「概ね500平方メートル以上の空間を有する建築物」を「特定天井」に、「概ね500平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況」を「特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。